

Q 包括的合意があればどのような場合でも出向を命ずることができるか

A 出向については、少なくとも、包括的合意があることが条件とされていますが、その都度、個別の合意が必要となる場合があります。

具体的には、出向により労働条件が低下する場合です。この場合には、包括的合意では命令できず、個別の合意が必要となります。

判例には、出向先で休日が2日少ないこと、本来の業務以外の業務も行うことになっていたことから、出向命令を無効としたものがあります（神鋼電機事件昭46・5・7 津地決）。

また、神戸高速鉄道事件では、仮に出向応諾義務を定めていたとしても、出向先で労働時間が年間33時間増え、出向前の賃金と比べて出向後の賃金が3万円余り減少するとして、このような不利益を伴う出向については、個別の合意が必要になると判示しています。

このように、出向により、休日が少なくなる、賃金が減額となるなど、労働条件が低下する場合には、個別の合意が必要となります。

したがって、出向元より出向先の労働条件が低い部分について、例えば、労働時間が長くなる場合には、超過労働分について別途手当を支給するなど、格差是正の措置をとらなければ、包括的合意で出向を命ずることはできませんから、個別に合意を得ることが必要となります。